

最低賃金の改正決定に関する公示

山梨労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和6年12月4日

山梨労働局長 高西 盛登

第2号中「，補助的経済活動」を「、補助的経済活動」に改める。

第4号中「1時間971円」を「1時間1，029円」に改める。